

## 議案第 6 号

我孫子市敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

平均寿命の延伸等を考慮し、敬老祝金の贈呈対象者の範囲及び金額を改め、並びに厚生労働省が行う 100 歳の高齢者へのお祝い状及び記念品の贈呈事業の対象者の基準に合わせ、敬老祝金の贈呈対象者の基準を、暦年単位から年度単位に改めるため提案するものです。

## 我孫子市敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市敬老祝金に関する条例（平成元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
(対象者)	(対象者)						
第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に贈るものとする。	第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に贈るものとする。						
(1) 略	(1) 略						
(2) 当該 <u>年度中</u> に100歳に達する者	(2) 当該 <u>年中</u> に <u>88歳又は</u> 100歳に達する者						
(祝金の額)	(祝金の額)						
第3条 祝金の額は、 <u>1万円</u> とする。	第3条 祝金の額は、 <u>次の表に掲げるとおり</u> とする。						
	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>100歳に達する者</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>88歳に達する者</td><td>10,000円</td></tr></tbody></table>	区分	金額	100歳に達する者	30,000円	88歳に達する者	10,000円
区分	金額						
100歳に達する者	30,000円						
88歳に達する者	10,000円						

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定（「年中」を「年度中」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 令和8年度における改正後の第2条第2号の規定の適用については、同号中「当該年度中」とあるのは、「令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間」とする。